

平成31年度事業計画書

平成30年4月に介護報酬が改定され、平均で0.54%のUPとなったが、通所介護においては時間区分が1時間単位となり、実質的に介護報酬が減額された。この対応としてデイサービスでは、平成30年3月末までに要支援1・2の利用者を介護予防・日常生活支援総合事業（大山町：元気アップ教室）に移行し、新たに空いた枠に要介護利用者を増やすことを試みたところ月当たり延べ利用者数は12月でも前年実績に届いていないが、収益は平均介護度が高くなり、9月時点で前年並みとなっている。元気アップ事業も4月以降収益増となっているので両事業の合算では効果が出てきている。

施設整備・設備整備は設備の老朽化により支出が当初の見込みより大幅に増えている。座位浴槽・ナースコールなどの平成31年度更新を予定していたものを前倒し更新せざるを得なかった。平成31年度も計画的な設備更新を行う。

2019年度（平成31年度）の大きな動きは、2019年10月に消費税が8%から10%に改正され、介護報酬全体で0.39%引き上げ予定されている。また、基準費用額（居住費・食費）も改正予定。さらに消費税UP分を原資として、介護職員の処遇改善（介護職員処遇改善加算）が現行に加えて実施される。

2019年4月より働き方改革関連法が順次施行される。当法人（中小企業）に関連するところでは、この4月1日より年次有給休暇の確実な取得が必要となる。2017年度の有給取得率は65%でした。2020年4月1日には時間外労働の上限規制、2021年4月1日には正規雇用者と非正規雇用者との不合理な待遇差が禁止され、対応する規程・要領の改正・作成が必要となる。

介護保険法、労働基準法など各法令が改正され、介護保険改正による収入増、介護職員処遇改善加算による人件費増及び消費税増税による費用増となりので、収入と支出のバランスを取りながら安定経営に努めて参ります。

会計基準通知（2018年4月1日施行）から見えてくるように、役員・評議員と法人との関係性をしっかりと把握できるような仕組みになっており、これからも組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上など再確認し法人経営の安定化に努めてまいります。

早いもので、社会福祉法人制度改革から3年目となります2019年6月は役員改選時期となりますので、準備を行ってまいります。

<事業内容>

大山やすらぎの里

特別養護老人ホーム 定員 57名

ショートステイ 定員 9名

デイサービス 定員 45名

居宅介護支援事業

地域支援事業 大山町受託事業、自主事業

大山やすらぎの里めぐみ館

地域密着型特別養護老人ホーム 定員 15名

(サテライト型)

1. 社会福祉法人制度について

- 1) 経営組織のガバナンス強化
- 2) 事業運営の透明性の向上
- 3) 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理等）
- 4) 地域における公益的な取り組みを実施する責務
- 5) 行政の役割と関与の在り方

2. 2019年10月消費税改正への対応

- ・介護事業利用料はほぼ消費税非課税となるため、事業者は消費税の最終負担者となります。そのため消費税増税による支出増分を介護報酬0.39%増として収入・支出のバランスをとるもので、収支差額にはほぼ影響がないことになります。しかし、設備更新など高額な支出を行った場合には少なからず影響がされることになりますが、設備整備等を高性能・低価格のものなどを検討していきます。

3. 働き方改革への対応

- ・働き方改革関連法施行に向け、各就業規則等を整備します。

4. 修繕及び設備機器の更新

- ・特殊浴槽は平成30年に1台予定通り入替を行ったが、平成31年度にもう一台入替予定であったが、突然故障し作動不能となったので緊急で平成30年度に入れ替えたので平成31年度には特殊浴槽の更新はしない。

- 1) 介護ロボットの導入
- 2) ICTの導入による介護職等事務負担軽減
- 3) ナースコールすみれ・ふきのとうユニット、さざんか・きゅらぼくユニット交換
- 4) デイ送迎車（日本財団補助）代替
- 5) その他古くなった設備への対応

5. 地域貢献について

- 1) 大山やすらぎの里めぐみ館の運営
- 2) 各地区公民館への出前健康教室
- 3) 現在ある運動機器の活用（地域開放）

6. 福利厚生への取り組み

- 1) 10年勤続者 対象者2名
- 2) 適正な有休消化

7. 職員の資質の向上及び処遇改善について

介護サービスの質の向上と職員の処遇改善を行う。

- 1) 施設外研修受講の推進
- 2) 専門職としての知識、技術向上を図るため資格取得の奨励
- 3) 受講したい講習と受講させたい講習のマッチングを行い「やる気」の向上を図る。
- 4) 研修計画を樹立し職員が万遍なく受講できるような配慮
- 5) 施設内研修の充実（月1回全体研修会開催）
- 6) 福祉専門学校履修援助（介護福祉士資格取得）
- 7) 重点的な研修
 - ①ユニットリーダー研修
 - ②鳥取県認知症実践者研修
 - ③ユニットケア全国実践者セミナー参加
 - ④老施協研究大会参加（県・中国）
- 8) 介護ロボットの導入
- 9) ICTの導入による、記録の簡素化と情報共有

8. ボランティア活動の受入

社会資源の活用として、ボランティアを積極的に受け入れる。

9. 経営の安定化を図る

- 1) 入所者数（短期を含む）：利用率95%以上
- 2) デイサービス：1日当たり実利用者30名以上
(予約者40名の確保：定員40名の場合)
中重度加算の再算定へ中重度利用者の増
- 3) 居宅介護支援：計画数の増加（介護予防含む）
：30件／人 居宅介護支援計画
：10件／人 介護予防居宅介護支援計画

9. 地域住民の健康増進及び大山町まちづくりへの協力

大山町受託事業、自主事業（健康クラブ）を通じて、利用者の増加を図る。

- 1) 「ふれあいの郷かあらやま」・地域（末吉・鉢戸、佐摩・中高・平木、坊領）
の公民館等への出前教室
- 2) 交流センターにおいて近隣住民の健康体操の実施

10. 各種委員会について

- 1) 運営会議
- 2) ユニットリーダー会議
- 3) ユニット会議・ディサービス会議
- 4) 行事実行委員会
- 5) 研修委員会
- 6) 安全衛生委員会
- 7) 広報委員会
- 8) 苦情検討委員会
- 9) 入所選考委員会（選考指針の変更により職員以外の参加）

11. 地域、ボランティア、交流について

- 1) 家族会の活動支援
- 2) 夏祭り、文化祭等を開催し地域との交流を図る。
- 3) ボランティア受入の充実
- 4) 大山西小学校、大山小学校及、大山きゅらぼく保育園、大山保育所との交流

12. 社会福祉法人の情報公開と自己評価について

- (1) 経営情報の公開を行う
- (2) 自己評価を行う

13. その他

- (1) 広報紙「やすらぎサルビア便」の発行（毎月）
- (2) 広報紙「めぐみ館通信」の発行（隔月）
- (3) ホームページの充実（www.kou.or.jp）

